

令和 4 年 6 月 28 日現在

機関番号：37105

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2021

課題番号：19K13583

研究課題名（和文）日仏比較法による知的財産権の集散的・包括的担保化に関する法制度の設計

研究課題名（英文）Research on security rights in intellectual property of Japan and France.

研究代表者

原 謙一（kenichi, hara）

西南学院大学・法学部・教授

研究者番号：80759192

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、知的財産権の担保化につき、従来想定されてきた財産権毎に個別的になされる手法だけでなく、フランスの制度を参考としたよりよい手法を模索した。フランスの著作権は権利そのものを担保化する制度が存在し、対して、産業財産権は当該産業に関わる他の財産とあわせて包括的に担保化される。このことから、日本で知的財産権を用いた金融を促進するならば、財産権の種類に即した資金提供・調達の手法を用意する必要がある。このような多様な手法を模索するため、単にフランスの制度を参照するだけでなく、近時注目を集めるブロックチェーン技術にも着目し、様々な手段を検討し、その内容を研究会、学会及び論文等で公開してきた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

知的財産権の金融面における活用は、これまで権利毎に担保や信託を設定するか、または、知的財産権に基づき、関連事業を評価して（場合によっては）無担保で融資を行うこと（事業性評価融資）が提案されてきた。しかし、本研究は、知的財産権の種別毎に異なる資金提供・調達の手法を用いるべきとの結論を示すことで、この財産権を金融世界において活用促進する新たな方向性を示す学術的意義を有する。同時に、一部の知的財産権については、ブロックチェーンを活用した資金提供・調達の手法も視野に入れることで、今後のデジタル社会に対応した知的財産権の金融面における活用手法をも提示し、この分野の新たな社会的進展をもたらす意義を有する。

研究成果の概要（英文）：The theme of this study is the use of intellectual property rights as collateral. Until now, a single intellectual property right has been the subject of a single collateral. Unlike this, this study sought a better direction by referring to the French system. French copyright law allows one copyright to be the subject of one collateral. In contrast, France have a different system. In other words, industrial property rights used in business activities are subject to a comprehensive collateral system together with the entire business property. Given this, if finance using intellectual property rights in Japan is to be promoted, it's necessary to provide a system of collateral that is tailored to the type of intellectual property rights. In order to explore such diverse methods, we didn't merely refer to the French system, but also focused on blockchain, which has been attracting attention in recent years. The contents of these studies have been published in conferences and papers.

研究分野：知的財産法、担保法及びフランス法

キーワード：知的財産権 著作権、特許権、意匠権、商標権、実用新案権 担保化 フランス法 ブロックチェーン トークン

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

バブル経済の崩壊の直後には不動産や動産を所有していないものの、知的財産権は保有するという企業を支援するため、知的財産権の担保化が検討された。しかし、金融機関は担保目的となっている知的財産権の価値を正確に評価できないことが指摘されてきた(知的財産研究所ほか編『知的財産担保の理論と実務』信山社[1997年]2頁)。こうした理論的な分析に従うと、知的財産権の価値を正確に評価し、融資という資金調達手法を実現するよりも、当該財産権を特定企業へ信託し、この権利が日々生み出す収益を証券化し、市場から資金を調達する手法がより使いやすいものとして、注目を集めるようになる。しかし、信託の仕組みは大規模であり、その組成コストが高く、少額資金の調達に不向きとの指摘もなされている(小林卓泰『知的財産ファイナンス』清文堂[2004年]90~93頁)。

そのため、知的財産権を用いたさらなる資金獲得の手法として、事業性評価融資の手法が登場した。これは資金調達者の保有する知的財産権自体を評価して担保化するのではなく、当該財産権を参考にして事業を評価することで融資額を決定するという手法である。この手法によって、実務は知的財産権を用いた少額融資を実現し、理論も一定の評価をしている(小島立「知的財産とファイナンスについての基礎的考察」民商法雑誌 149 巻 4・5 号[2014年]451~452頁)。しかし、事業性評価融資の事例において担保が提供されたケースも登場しており、逆に、無担保で「高額」融資を実行するならば金融機関の債権回収不能のおそれがあり、金融破綻の危険性が高まる。そのため、知的財産権を担保化する制度の改正は急務であることもまた指摘されてきた(拙稿「知的財産権の担保化について」日本工業所有権法学会年報第 41 号[2018年]42 頁及び 50 頁注 70 を参照)。

以上のように、資金提供・調達に知的財産権を用いる手法は多様だが、いずれも資金提供者・調達者の側で問題が生じた。よって、各手法は排他的な関係でなく、資金調達者の規模、調達額・目的、担保の有無、または、資金提供者の規模・営業状況などをも総合考慮し、当該資金提供・調達に最適なメニューを選択できる重要性が認識されつつあったといえる。このように、資金提供者・調達者の状況や需要を受け止めるならば、それに応じた様々な法制度が必要となる。よって、信託や事業性評価融資だけでなく、知的財産権に物的担保を設定する担保化の手法も、当事者のニーズに応える資金提供・調達メニューとして洗練され、活用の下地を形成すべきである(前掲・拙稿「知的財産権の担保化について」42 頁及び 50 頁注 70 のほか、同種の発想に基づくと思われる指摘として、松岡久和『担保物権法』日本評論社[2017年]213~214 頁を参照)。

しかし、知的財産権に物的担保を設定する諸制度の母法(フランス法)へ立ち返って、これに関する現行の法制度をより活用しやすいものとする検討は進展していない。こうした中で、申請者はアンケートや聞き取り調査を通じ、知的財産権の価値評価は実際に可能であり(同じ立場を述べるものとして、土生哲也「知的財産信託制度の概要と将来展望」特技懇 240 号[2006年]72 頁)、知的財産権の担保化は、むしろ、法制度上の課題が大きいことを把握し、権利質権の登録制度の不十分さを解消する手段、また、知的財産権の共有場面で質権設定の困難を解消する手段などを提案してきた(拙稿『知的財産権を用いた資金提供・調達 日仏における実態調査をふまえて』日本評論社[2016年、川瀬真氏との共著]104~136 頁)。このように、質権制度の一部についてはすでに検討がなされてきたものの、その他の担保化の手法は十分に検討が進んでいない。

2. 研究の目的

そこで、金融分野における無体の財の活用を研究する一環として、特に、知的財産権を対象とし、この財産権を用いた資金提供者・調達者の状況や需要を受け止め、当事者が産業を支える資金をよりよく提供・調達できる法制度を整えるため、この財産権への物的担保の設定という手法(特に、単なる質権の設定の他に包括的な担保化の手法)が、どのような法制度として設計されるべきかという問題が残されており、これを探求することが本研究の目的である。

3. 研究の方法

こうして、知的財産権に担保を設定する法制度が資金提供者・調達者の状況や需要を受け止める設計となることを目指し、本研究では以下の方法によって研究を進めた。すなわち、まず、文献及び聞き取り調査によって日本の現状や課題を明らかにし、次に、日本の担保制度の母法(フランス法)について調査し、日本法の課題解決手段について示唆を得たうえで、最後に、知的財産権に担保を設定する法制度全体を検討し、資金提供者・調達者の状況や需要を受け止めた活用しやすい担保の制度設計の方向性を提示することを目指した。

4. 研究成果

(1) 日仏の状況

まず、日本の知的財産権の担保化手法として、質権の制度が存在している。しかし、これは債権や株券等を目的とする質権と異なり、著しい制度的な欠落がありながらも、法制度上の変化や解釈論の進展が乏しいことを明確にした(拙稿「権利質権の制度的変遷とその影響」西南学院大学法学論集 52 巻 1 号[2019年]157~226 頁)。このような質権による知的財産権の担保化はもちろん、

知的財産権については譲渡担保権、企業担保権または財団抵当権等との関連で見ても、法的な検討が乏しい（ましてや法の改正はなされてこなかった）。

そこで、現在の日本の知的財産権の担保化は債権や株券等の担保化制度以上に立ち後れており、このままでは知的財産権の担保化を進めることますます困難が生じるため、解釈論の展開だけでなく、必要に応じて、法改正のほか、場合によっては、最新の技術を通じた手法の導入まで視野に入れた様々な検討を進める必要性があることを明らかにした。

すなわち、近時のブロックチェーンの目覚ましい発展に伴い、それを用いたネット上の貸付け及び担保権の設定も盛んに議論されている中で、無体の財である知的財産権もこの技術を活用して資金提供・調達に用いられる可能性があるため、この可能性を視野に入れ、より有用で簡易な資金提供・調達の手法についても検討する必要性が生じていた（前掲・拙稿「権利質権の制度的変遷とその影響」のほか、「ブロックチェーンの知的財産法領域における活用」一般社団法人九州経済連合会知的財産権研究会第351回〔2019年〕）。

上記の調査・検討から得られた日本法の状況や課題は、知的財産権をはじめとした無体の財を頻繁に担保化するフランスの状況と対比すると著しい差がある。すなわち、フランスでは、質権に加え、譲渡担保権の制度が2006年の法改正で明文化されている。質権制度もさることながら、譲渡担保権の制度も知的財産権の担保化に有効活用されているといわれている（Nicolas Borge, *Pour un renouveau des garanties conventionnelles sur droits de propriété intellectuelle, dans Les contrats de la propriété intellectuelle*, 2013, Dalloz, n°20, p.128）。

特に、フランスでは、著作権が物的担保の設定によって資金提供・調達に用いられる（前掲・拙稿『知的財産権を用いた資金提供・調達 日仏における実態調査をふまえて』96～100頁を参照）。そのため、質権や譲渡担保権による知的財産権の担保化は、著作権については、日本でも従来行われてきたように、担保物権の設定という手法でなされることも一定の有用性を持つ可能性を示唆するものといえる。

しかし同時に、フランスにおいては、包括的な担保が質権の一種として制度化されている（フランス商法典L.142-2条、Stéphane Rezek, *Fasc. 410 : Fonds De Commerce. - Nantissement du fonds de commerce. Assiette. - Effets, J.-Cl. Notarial Formulaire*, n°18）。この制度は営業財産の一環として、特に、特許権などの産業財産権を包括的な担保化に用いることを実現している。したがって、この制度は、特定の産業構造の中で活かされる産業財産権を、当該産業の中で孤立させない手法によって担保化するものとして注目に値する。

(2)日仏の相互比較によって指摘できること

以上の日仏の状況を比較すると、知的財産権の担保化は資金提供・調達に用いる知的財産権の種類に応じて異なるべきという点を指摘できる。

まず、日本の社会において、著作物は他の財産と同時かつ包括的に活用されることが頻繁ではなく、著作物について生じる著作権は、当該財産権毎に・単体で資金提供・調達に用いられることが望ましい。このように財産権毎に単体で用いるならば、これまで通り、財産権毎に質権や譲渡担保権等を設定することで、著作権を資金提供・調達に用いることが適切である。

対して、産業財産権のように、特定の産業に関わる他の財産とあわせて用いられることが多く、それでこそ価値や意味を生じる財産権については（権利単体で存在するだけでは価値が乏しく、産業の中で用いることでこそ意味を発揮するのが特許権などの産業財産権であるとすれば）、このような性質に即した制度を要する。

というのも、現在の企業担保権は株式会社の発行「社債を担保」するためにしか活用できず（企業担保法1条1項）また、工場財団抵当権は「工場所有者」の産業財産権を含めた担保化に用いることしかできず（工場抵当法8条1項及び11条5号）いずれも「限られた場面」でのみ活用されるものであり、不足を生じるからである。したがって、産業財産権については、この財産権を包括的に担保化する制度を整備し、用意する必要性を指摘できる。

こうして、日本で知的財産権を用いた金融を促進するならば、財産権の種類に即した多様な資金提供・調達の制度を用意する必要がある。まず、前記 については、現在「事業成長担保権」として、法制度の導入が検討されているものを活用する余地がある。そこで、本研究では、さらに多様な手法を模索するため、前記 については、フランスの物的担保制度を参照するだけでなく、近時注目を集めるブロックチェーン技術にも視野を広げ、著作権を活用した様々な資金提供・調達の手段を検討した。

そもそも、著作権は、前述のように、特定の産業全体を対象とする包括的な制度が適する産業財産権とは異なり、その財産権毎に個別的に資金提供・調達に用いられることになじむ財産権であり、個別的に最新技術によって資金提供・調達に活用する余地がある。そのため、著作権については、上記の最新技術による資金提供・調達の手法が意義を発揮する余地が見いだされる（「知的財産法とトークン」一般社団法人九州経済連合会 知的財産権研究会第383回〔2021年〕）。

たとえば、ブロックチェーン上の記録で移転するトークンを担保化することも法的に可能であるため（拙稿「日仏の比較における暗号資産の法的位置づけに関する今後の方向性」横浜法学30巻1号〔2021年〕153～238頁及び「日仏の比較からみた『暗号資産』の法的位置づけ」日本私法学会第84回大会〔2021年〕）、トークンと著作権を紐付けることによって容易に担保化する可能性を検討したほか、著作権の支分権をトークンと連動して著作物の利用や譲渡の度に使用料や譲渡代金の

一部が著作権者に還元される(担保物権の設定以外の)利益還元手法なども検討した(「ブロックチェーンの活用可能性とその法的意義 今後のための問題点の提示」サイエンティフィック・システム研究会システム技術分科会 2020 年度会合 [2021 年] 及び「判例研究」発明推進協会 知的財産権法判例研究会第 388 回 [2022 年])。

なお、前記(1)及び(2)の成果は、その一部につき(コロナ禍等の影響もあり)発行媒体が限られた事情がある。よって、今後、研究論文としてさらなる成果を公表する予定である。

(3)本研究の意義と残された課題

以上のように、知的財産権の金融面における活用は、これまで知的財産毎に個別的に担保物権や信託を設定するか、そうでなければ、知的財産権に基づいて関連事業を評価して無担保で融資を行うこと(事業性評価融資)等も提案されてきたものの、本研究は、知的財産権の種別毎に異なる手法を用いるべきとの結論や中身を示すことで、知的財産権を金融世界において活用促進する新たな方向性を示す学術的意義を有する。

また、本研究では、産業財産権についてはフランスの制度を参照し、現在検討中の「事業成長担保権」と同種の発想を妥当なものとし、この制度の推進を補うと同時に、著作権については、ブロックチェーンを活用した最新の資金提供・調達手法をも視野に入れることで、今後のデジタル社会に対応した知的財産権の多様な活用を進める可能性を提示し、もって知的財産権の新たな社会的活用枠組みの補強・進展をもたらす意義を有する。

今後は、産業財産権については包括的な担保化手法の検討をさらに進め、対して、著作権についてはデジタル世界における種々の金融手法との関係をさらに検討することで、いずれも詳細な法制度の設計と法制度活用上の諸問題について、具体的な解決策を明らかにしていく必要があり、これが本研究の今後の課題である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 原 謙一	4. 巻 30
2. 論文標題 <論説>日仏の比較における暗号資産の法的位置づけに関する今後の方向性	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 横浜法学	6. 最初と最後の頁 153～238
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.18880/00014062	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 原 謙一	4. 巻 第52巻第1号
2. 論文標題 「権利質権の制度的変遷とその影響」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 西南学院大学法学論集	6. 最初と最後の頁 157-226
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件（うち招待講演 2件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 原 謙一
2. 発表標題 判例研究（知財高判令和2年3月19日、金商1597号8頁、「プロマガ」商標事件）
3. 学会等名 発明推進協会 知的財産権法判例研究会（第388回、オンライン開催）（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 原 謙一
2. 発表標題 知的財産法とトークン
3. 学会等名 一般社団法人九州経済連合会 知的財産権研究会（第383回、オンライン開催）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 原謙一
2. 発表標題 日仏の比較からみた「暗号資産」の法的位置づけ
3. 学会等名 日本私法学会第84回大会（オンライン開催）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 原謙一
2. 発表標題 ブロックチェーンの活用可能性とその法的意義 今後のための問題点の提示
3. 学会等名 サイエンティフィック・システム研究会、システム技術分科会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 原謙一
2. 発表標題 メタタグの使用と商標権の侵害
3. 学会等名 一般社団法人九州経済連合会 知的財産権研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 原謙一
2. 発表標題 技術と法の対話
3. 学会等名 民法判例研究会（於：中央大学）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 原謙一
2. 発表標題 ブロックチェーンの知的財産法領域における活用
3. 学会等名 一般社団法人九州経済連合会 知的財産権研究会（第351回）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 原謙一
2. 発表標題 権利質権の制度的変遷
3. 学会等名 神奈川県弁護士会司法制度委員会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関